

## 令和3年度新型コロナウイルス感染症の影響による保険料免除について

①令和3年度中に新型コロナウイルス感染症により、**連続10日間以上休診または休職**し、**医業収入/給与収入が減少した組合員**

**【申請者】**

開設又は管理者の1種組合員  
※従業員の申請も1種組合員が行う

**【保険料免除期間】**

1ヵ月間に休診日・祝日を除き連続10日間以上を休診または休職し収入が減少した場合 : 1ヵ月間

**【申請期間】** 令和4年3月末日まで

**【申請対象保険料】** 令和3年度のみ

**【申請書類】**

- 国民健康保険料減免申請書
- 保険料減免を受ける対象者が2種・3種組合員の場合：  
給与台帳等、収入減少が証明できる添付書類

③新型コロナウイルス感染症の影響により、**令和3年の医業収入見込/給与収入見込が令和2年の収入と比較し30%以上減少する組合員**

**【申請者】**

医業収入：開設又は管理者の1種組合員及び後期高齢者組合員  
給与収入：給与所得者の組合員

**【保険料免除期間】**

収入減少率 50%以上 : 12ヵ月間免除  
収入減少率 40%以上50%未満：9ヵ月間免除  
収入減少率 30%以上40%未満：6ヵ月間免除

**【申請期間】** 令和4年2月末日まで

**【申請対象保険料】** 令和3年度のみ

**【申請書類】**

- 国民健康保険料減免申請書
- 医業収入での申請の場合
  - ・令和2年の医業収入のわかる書類（確定申告書等）の写し
  - ・令和3年の連続した6ヵ月間の詳細のわかる国保連合会、社会保険診療報酬支払基金、後期高齢者医療広域連合、自費診療の収入がわかる書類や帳簿等の写し
- 給与収入での申請の場合
  - ・令和2年の給与収入がわかる書類（源泉徴収票等の写し）
  - ・令和3年の連続した6ヵ月間の詳細のわかる給与明細の写し

②令和3年度中に新型コロナウイルス感染症により、**主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った組合員**

**【申請者】**

代理人申請可能

**【保険料免除期間】**

12ヵ月間免除

**【申請期間】** 令和4年3月末日まで

**【申請対象保険料】** 令和3年度のみ

**【申請書類】**

- 国民健康保険料減免申請書
- 死亡診断書の写しまたは、病状が著しく重いことが記載された診断書の写し

④新型コロナウイルス感染症の影響により、**令和3年の医業収入見込/給与収入見込が令和元年の収入と比較し50%以上減少する組合員**

**【申請者】**

令和3年中 年間を通して事業または就業を続ける見込みの組合員  
※収入区分は③の申請者と同じ

**【保険料免除期間】**

12ヵ月間免除

**【申請期間】** 令和4年2月末日まで

**【申請対象保険料】** 令和3年度のみ

**【申請書類】**

- 国民健康保険料減免申請書
- 医業収入での申請の場合
  - ・令和元年の医業収入のわかる書類（確定申告書等）の写し
  - ・令和2年の医業収入のわかる書類（確定申告書等）の写し
  - ・令和3年の連続した6ヵ月間の詳細のわかる国保連合会、社会保険診療報酬支払基金、後期高齢者医療広域連合、自費診療の収入がわかる書類や帳簿等の写し
- 給与収入での申請の場合
  - ・令和元年の給与収入がわかる書類（源泉徴収票等の写し）
  - ・令和2年の給与収入がわかる書類（源泉徴収票等の写し）
  - ・令和3年の連続した6ヵ月間の詳細のわかる給与明細の写し